

H28. 2. 9 案

# 浜岡地域原子力災害広域避難計画（案）

平成 28 年〇月

静 岡 県

## 目 次

### 1 総則

- (1) 目的
- (2) 発電所の概要
- (3) 想定する災害
- (4) 原子力災害対策重点区域

### 2 避難等の判断基準と実施

- (1) 避難等の判断基準
- (2) 避難単位
- (3) 避難等の実施体制
- (4) 避難等に係る広報

### 3 避難先

- (1) 避難先確保の方針
- (2) 避難元市町毎の避難先
- (3) 避難先確認の手順
- (4) 避難先に示している留意点

### 4 避難経路

- (1) 主な避難経路
- (2) 避難元市町内の避難経路

### 5 避難手段

- (1) 主な避難手段
- (2) 避難手段の確保

### 6 避難退域時検査及び簡易除染

- (1) 検査場所
- (2) 実施方法

### 7 安定ヨウ素剤の配布・服用

- (1) P A Z 圏内
- (2) U P Z 圏内

### 8 要配慮者等の避難等

- (1) 病院及び有床診療所の入院患者の避難等
- (2) 社会福祉施設(入所型)の入所者の避難等

- (3) 社会福祉施設（通所施設）の利用者等の避難等（サービス提供時）
- (4) 在宅の要配慮者の避難等
- (5) 学校等の避難等
- (6) 一時滞在者（観光客等）への対応
- (7) 外国人への配慮
- (8) 屋内退避施設等の放射線防護対策

## 9 今後の検討課題

- (1) 今後、避難計画へ反映していく課題
- (2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題

## 1 総 則

### (1) 目 的

本計画は、静岡県地域防災計画原子力災害対策の卷第2章第8節の規定に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、原子力災害対策重点区域に係る市町の住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、

- ・原子力災害発生時に、住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速、確実に実施すること
- ・住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること
- ・平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること

を目的とする。

本計画と県防災計画、関係マニュアル等との関係を別図1に示す。

以下、静岡県地域防災計画原子力災害対策の卷を「県防災計画」、中部電力株式会社浜岡原子力発電所を「発電所」、中部電力株式会社を「事業者」、避難、一時移転及び屋内退避を「避難等」という。

### (2) 発電所の概要

- ・所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561
- ・現況：表1のとおり

表1 浜岡原子力発電所の現況（平成27年4月1日現在）

区分	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	計
運転状況	廃止措置中		施設定期検査中（平成22年11月29日～）	施設定期検査中（平成24年1月25日～）	施設定期検査中（平成24年3月22日～）	
定格電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW	
営業運転開始日	昭和51年3月17日	昭和53年11月29日	昭和62年8月28日	平成5年9月3日	平成17年1月18日	
使用済燃料プール貯蔵容量	0体	0体	3,134体	3,120体	3,696体	計9,950体
使用済燃料保管体数※	0体	0体	2,060体 (764体)	1,977体 (764体)	2,527体 (872体)	計8,964体
運転終了日	平成21年1月30日					

※ 各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用中の燃料体数(外数)。

合計8,964体(うち使用済6,564体)。1体とは燃料集合体の数であり1体の燃料集合体には60～74本の燃料棒が含まれる。

### (3) 想定する災害

本計画で想定する原子力災害は、県防災計画と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態を想定するものとし、南海トラフ地震等との複合災害も考慮するものとする。

### (4) 原子力災害対策重点区域

県防災計画において、原子力災害対策重点区域（P A Z、U P Z）を、発電所から 5 km 及び 31km を目安に定めている。区域の種類及び範囲は表 2 及び図 1 のとおり。

原子力災害対策重点区域に係る 11 市町（以下「避難元市町」という。）の全域を本計画の対象とする。

表 2 浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域

区域の種類	区域の範囲
P A Z（予防的防護措置を準備する区域）	御前崎市の全域 牧之原市の一部
U P Z（緊急時防護措置を準備する区域）	牧之原市の P A Z の範囲を除く全域 菊川市の全域 掛川市の全域 吉田町の全域 袋井市の全域 焼津市の全域 藤枝市の一部 島田市の一部 森町の一部 磐田市の一部

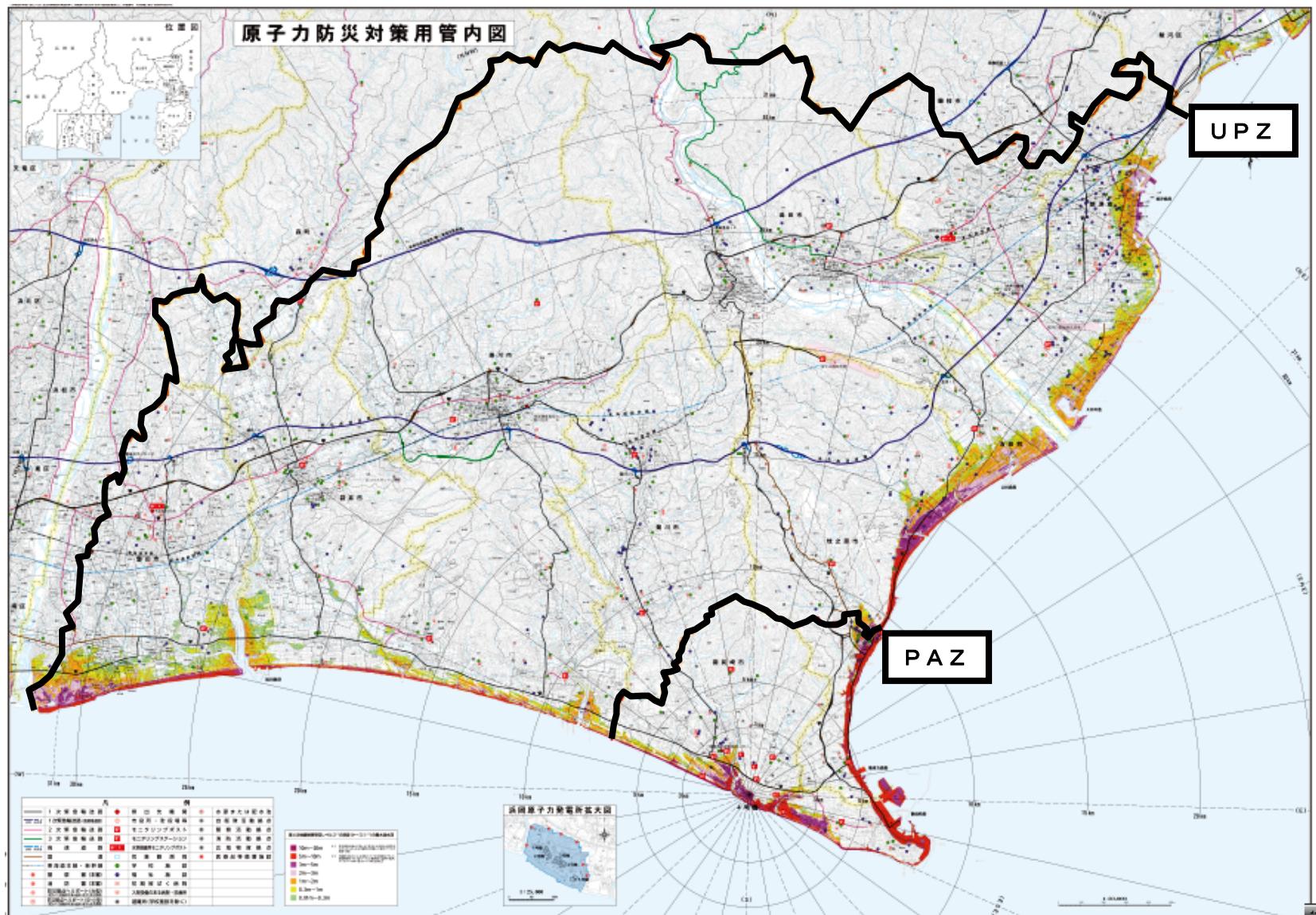


図1 原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）

参考として、表3に発電所周辺地域の距離別・市町別の人口、表4に距離別・方位別の人口を示す。

表3 浜岡原子力発電所周辺地域の距離別・市町別の人口（平成27年4月1日現在）

市町名	PAZ 圏内		PAZ + UPZ 圏内			11市町総人口
	概ね 0~5km	概ね 0~10km	概ね 0~20km	概ね 0~31km		
御前崎市	33,835	33,835	33,835	33,835	33,835	33,835
牧之原市	13,876	18,188	47,499	47,499	47,499	47,499
掛川市	—	9,797	55,380	117,450	117,450	117,450
菊川市	—	12,165	47,679	47,679	47,679	47,679
吉田町	—	—	28,556	29,758	29,758	29,758
袋井市	—	—	6,334	87,155	87,155	87,155
島田市	—	—	5,682	94,883	94,883	100,646
磐田市	—	—	—	127,403	127,403	170,548
焼津市	—	—	—	142,453	142,453	142,453
藤枝市	—	—	—	110,319	110,319	146,427
森町	—	—	—	3,615	3,615	19,220
合計	47,711	73,985	224,965	842,049	842,049	942,670

本計画の対象

表4 浜岡原子力発電所周辺地域の距離別・方位別の人口（平成27年4月1日現在）

方位	PAZ 圏内		UPZ 圏内			PAZ+UPZ 圏内
	概ね 0~5km	概ね 5~10km	概ね 10~20km	概ね 20~31km	概ね 0~31km	
東南東	9,172	—	—	—	—	9,172
東	3,314	—	—	—	—	3,314
東北東	5,019	—	—	—	—	5,019
北東	7,345	—	—	25,268	32,613	32,613
北北東	4,131	2,145	55,189	251,387	312,852	312,852
北	3,046	3,661	12,059	65,779	84,545	84,545
北北西	12,210	7,660	41,918	24,705	86,493	86,493
北西	3,474	6,107	23,258	92,538	125,377	125,377
西北西	—	6,701	18,556	152,549	177,806	177,806
西	—	—	—	4,858	4,858	4,858
合計	47,711	26,274	150,980	617,084	842,049	842,049

※1 距離別の人口は、複数の圏域(5km 圏～31km 圏)に跨る自治区等の場合は距離が短い側の圏域に含めた。

※2 方位別の人口は、自治区等が複数の方位に跨る場合は含まれる面積が大きい方位とした。

## 2 避難等の判断基準と実施

### (1) 避難等の判断基準

避難等は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会、平成27年8月26日全部改正）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、避難元市町、事業者等が連携し実施する。避難等の判断基準とその内容は表5のとおりである。

表5 避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容

判断基準	避難等の内容		
	P A Z	U P Z	
E A L <sup>※1</sup> 基づく 避難等	警戒事態 例) 震度6弱以上の地震	施設敷地緊急事態要避難者 の避難準備	—
	施設敷地緊急事態 (特定事象通報時(原災法 <sup>※3</sup> 10条)) 例) 全交流電源喪失	施設敷地緊急事態要避難者 <sup>※4</sup> の避難実施 住民等 <sup>※5</sup> の避難準備	住民等の屋内退避準備
	全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言発令時(原災法15条)) 例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失	住民等の避難実施	住民等の屋内退避
O I L <sup>※2</sup> 基づく 避難等	O I L 1 500 μSv/h 超過 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	—	基準に該当した区域の住民等の避難(数時間内を目途に区域を特定し、速やかに(1日を目安)避難を実施)
	O I L 2 20 μSv/h 超過 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	—	基準に該当した区域の住民等の一時移転(1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施)

※1 E A L (Emergency Action Level)：原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

※2 O I L (Operational Intervention Level)：空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

※3 原災法：原子力災害対策特別措置法

※4 施設敷地緊急事態要避難者：要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等

※5 住民等：当該区域の住民及び旅行者など当該区域に存在する全ての人

施設敷地緊急事態となった場合、P A Zにおいて高齢者、乳幼児、障害のある方等の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施し、全面緊急事態となった場合、P A Zに

において避難、UPZにおいて屋内退避を実施する。

事態が進展し放射性物質が放出された場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくリスクが増加するおそれがあるため、UPZにおいては、屋内退避を継続し、政府原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果とOILに基づき、避難又は一時移転の範囲を特定し、指示があった場合に実施する。

緊急時モニタリングは、原子力規制委員会統括の下、国、県、事業者及び関係機関等の要員により構成される緊急時モニタリングセンターが、初動段階は静岡県緊急時モニタリング計画、同実施要領（静岡県、平成27年10月策定）に基づき、国が緊急時モニタリング実施計画を策定した後は、当該実施計画に基づき、実施する。

## （2）避難単位

国がOILに基づき、避難等を実施する範囲を迅速に決定し、県及び避難元市町が円滑な避難を実施するため、UPZに係る市町内に避難又は一時移転を実施する単位を図2及び別表1のとおり定める。

なお、PAZにおいては、全面緊急事態において全域に避難指示が出されるため、避難の単位を設定しない。

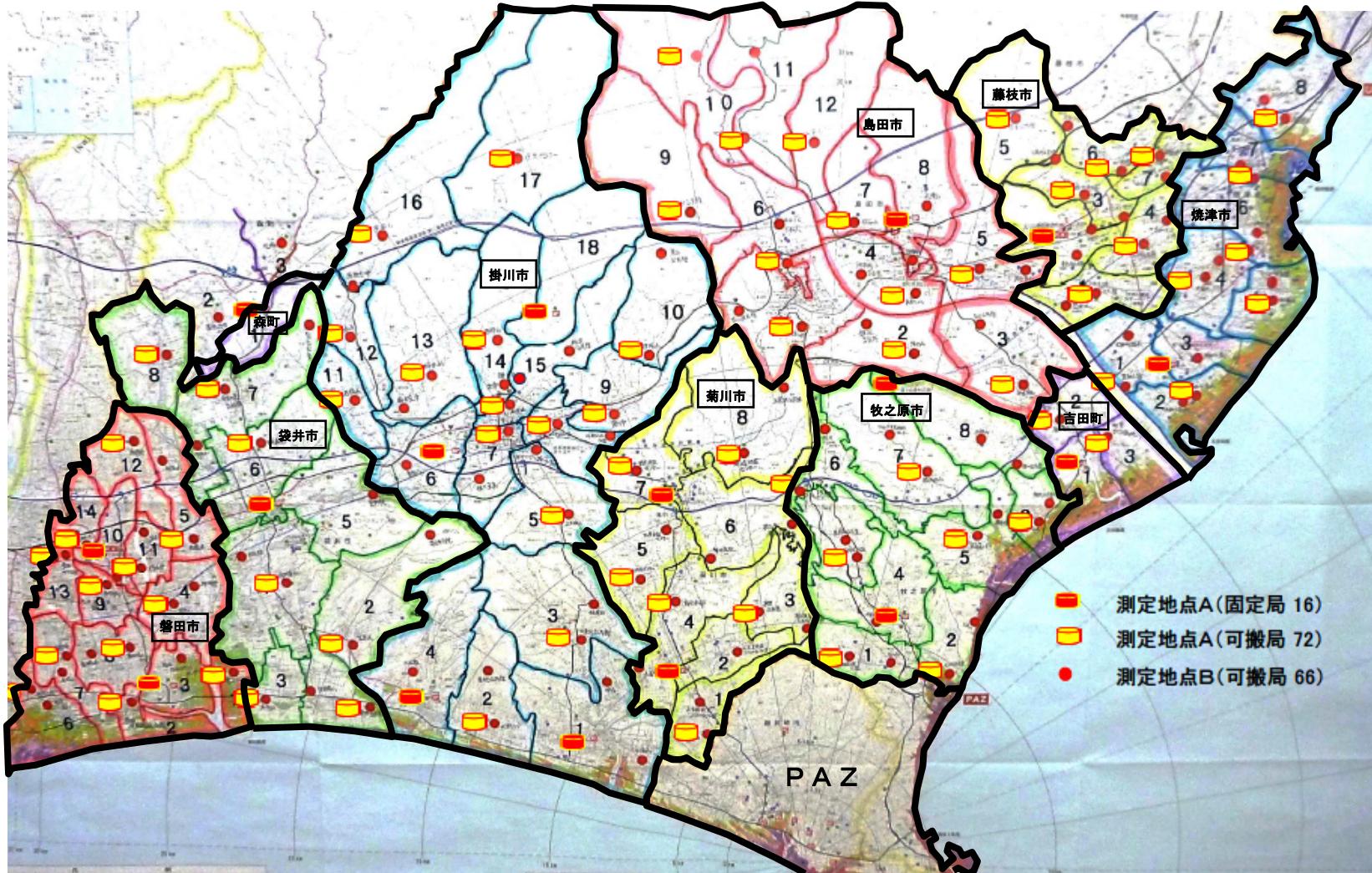


図2 避難単位及び空間放射線量率測定候補地点

※ 測定地点Aは空間放射線量率測定の候補地点であり、固定局（モニタリングポスト）と可搬局（可搬型測定器を設置する箇所）を合わせ88箇所ある。測定地点Bは測定地点Aのバックアップとなる箇所等である。

### (3) 避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを別図2に示す。

#### 1) 政府原子力災害対策本部

官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。原子力事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等を決定し、オフサイトセンターに設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、県及び関係市町に指示をする。

#### 2) 原子力災害合同対策協議会

浜岡オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害対策本部（関係省庁、自衛隊、警察、消防）、県、避難元市町、事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を県及び避難元市町に伝達するとともに、政府、県、市町等の調整、政府本部や自衛隊、警察、消防への要請等により、避難経路の確保、避難手段の確保等の避難の支援を行う。

#### 3) 県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

県庁に設置され、知事を本部長とし、県全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、避難先県内市町・避難先都県との連絡、避難先の決定、避難経路の確保、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、政府への要請等）、避難退域時検査場所の設置等を行う。

#### 4) 避難元市町原子力災害対策（警戒）本部

市町の庁舎に設置され、市町長を本部長とし、市町全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、住民への指示、避難誘導、避難所の運営を行う。

### (4) 避難等に係る広報

#### 1) 住民等への情報伝達活動

- ① 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の混乱や心理的動搖をできるかぎり低くするため、迅速かつ分かりやすく、住民等に対する的確な情報提供、広報を行うものとする。
- ② 県は、住民等への情報提供にあたっては国及び避難元市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にする。また、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

- ③ 県は、原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。
  - ④ 県は、原子力災害合同対策協議会を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。
  - ⑤ 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。  
また、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、スマートフォン等を利用した情報伝達システム（※）、ホームページ等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
- ※ 県では、スマートフォンや携帯電話を利用して、発電所の状況、放射線の測定値、避難指示、避難先及び避難退域時検査場所等の情報を住民へ伝達するシステムを整備している。

## 2) 県内全市町への情報伝達

県は、原子力災害の状況、県や国、避難元等が講じている施策に関する情報等を県内すべての市町に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令により情報伝達を行うものとする。

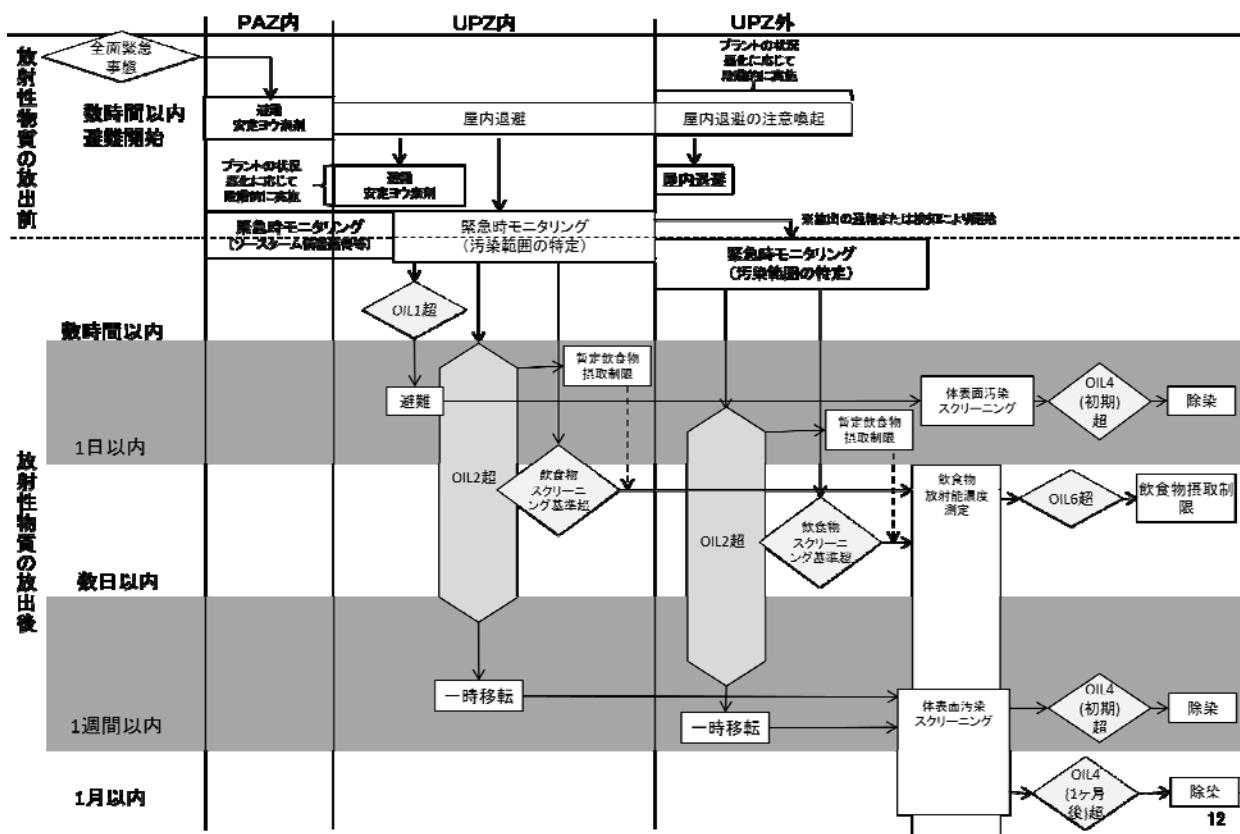
## 3) 隣接県等への情報伝達

県は、原子力災害の状況、避難者の状況及び国や県、避難元市町等が講じている施策に関する情報等を隣接県等と共有するため、情報収集・伝達、職員の派遣・受入等を必要に応じ、行うものとする。

## 4) 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、避難元市町及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

## (参考) 原子力災害対策指針における防護措置（避難等を含む）実施のフロー一例



## (参考) 原子力災害対策指針における避難、一時移転、屋内退避の考え方

### (避難、一時移転)

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行うことが必要である。

### (屋内退避)

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護

施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・ U P Zにおいては、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。
- ・ U P Z外においては、U P Z内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

上記の屋内退避の実施に当たっては、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

### 3 避難先

#### (1) 避難先確保の方針

- ① 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域（P A Z、U P Z）にかかる 11 市町の住民を避難計画の対象とする。（平成 27 年 4 月 1 日現在の 11 市町の人口は約 94 万人）
- ② 避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の市町村を定めておく。
- ③ 原子力災害が単独で発生した場合等に備え、まずは静岡県内市町、加えて隣接県や東海地方の県に避難先を確保する。
- ④ 大規模地震との複合災害時などで③の避難先に避難できない場合に備え、関東甲信地方や北陸地方の都県にも避難先を確保する。

#### (2) 避難元市町毎の避難先

##### 1) 避難元市（P A Z）の避難先

全面緊急事態となった場合、P A Z の住民等の避難を実施する。避難を迅速、確実に実施するため、P A Z に係る避難元市町毎の避難先をあらかじめ表 6 のとおり定める。

なお、避難元市の自治区等毎の避難先は、避難元市の避難計画において定めるものとする。

表 6 避難元市（P A Z）毎の避難先\*

避難方向	避難元市町	避難先(1) (原子力災害が単独で 発生した場合等)	避難先(2) (大規模地震との複合災害時などで 避難先(1)に避難できない場合)
西方	御前崎市	静岡県内（浜松市）	甲信地方
東方	牧之原市 (P A Z)	甲信地方	甲信地方

## 2) 避難元市町（UPZ）の避難先

全面緊急事態となった場合、UPZにおいて住民等の屋内退避を実施する。

事態が進展し放射性物質が放出され、OILに基づき政府原子力災害対策本部が、避難又は一時移転の範囲（避難の単位）を特定し指示を出した場合、特定された範囲の住民等が避難又は一時移転を実施する。

避難等を迅速、確実に実施するため、UPZの避難元市町毎の避難先を表7のとおりあらかじめ定める。今後、各都県との協議が進み、避難先の市町村が決まり次第、本表避難先欄に都県名、市町村名を記載することとする。

なお、避難元市町の自治区等毎の避難先は、避難元市町の避難計画において定めるものとする。

**表7 OILに基づき避難等の指示が出された場合の避難元市町（UPZ）毎の避難先\***

避難方向	避難元市町	避難先(1) (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先(2) (大規模地震等複合災害時などで避難先(1)に避難できない場合)
東方	島田市	静岡県内（静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）	関東地方
	藤枝市	静岡県内（三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市）、関東地方	関東地方
	焼津市		
	吉田町	静岡県内（静岡市、富士宮市）	関東地方
	牧之原市 (UPZ)	甲信地方	関東地方
西方	菊川市	静岡県内（浜松市、湖西市） 東海地方	北陸地方
	掛川市	東海地方	北陸地方
	袋井市	東海地方	北陸地方
	磐田市	東海地方	北陸地方
	森町	静岡県内（森町内）	静岡県内（森町内）

\* 東海地方の県（愛知県、岐阜県、三重県）、北陸地方の県（富山県、石川県、福井県）、関東甲信地方の都県（群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）と避難先について協議をしている。

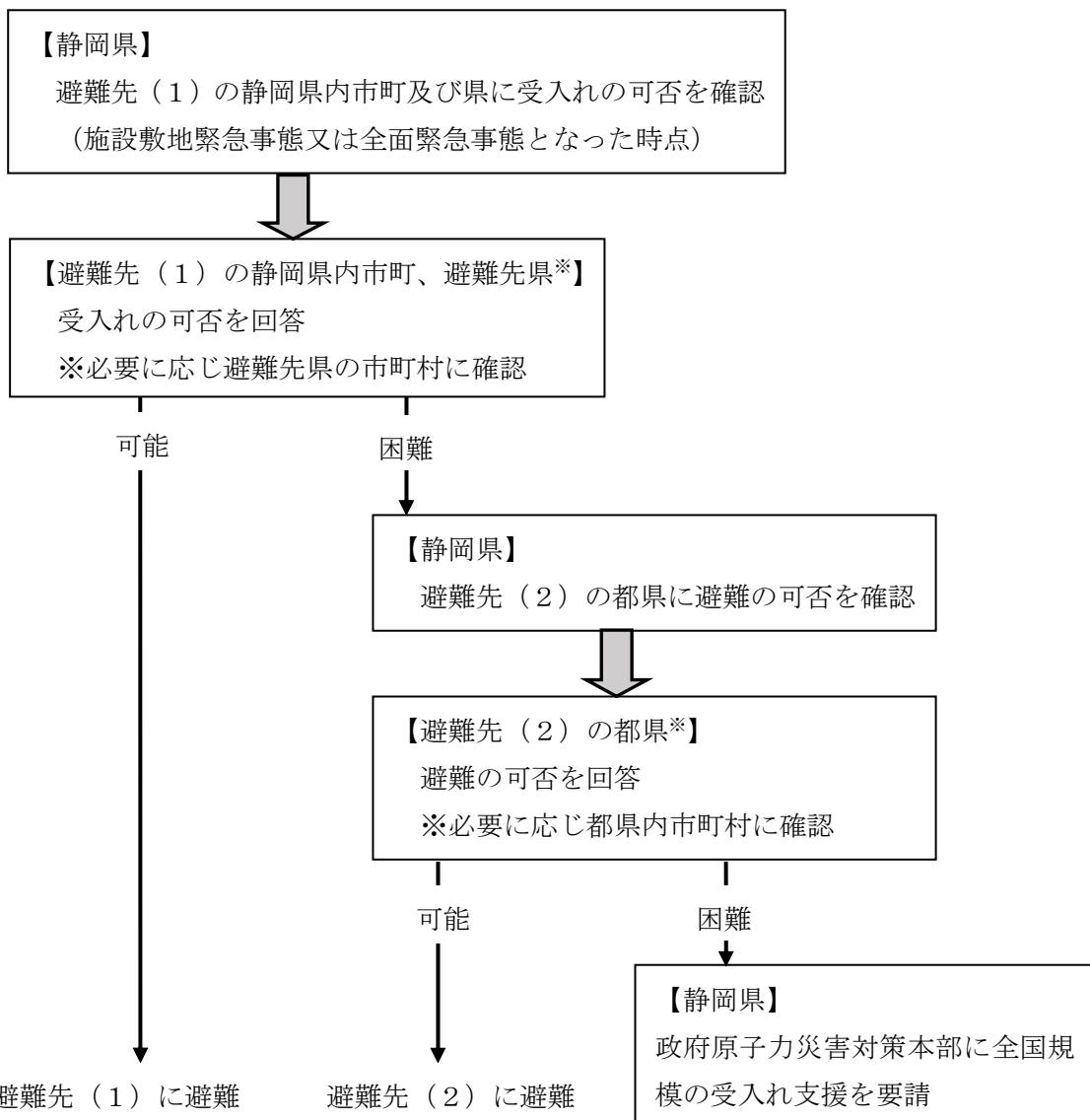
### (3) 避難先確認の手順

避難の際には、静岡県が、県内市町及び避難先(1)に示す県に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

大規模地震等により、避難先(1)に係る県、市町村が災害対策本部を設置するなど、避難者の受入が困難な場合には、避難先(2)に示す都県に受入の可否を確認のうえ、避難を行う。

なお、避難先(1)、(2)とも受入れが困難な場合には、静岡県から政府原子力災害対策本部に、全国規模の受入支援調整を要請する。

図3 避難先確認の手順



#### (4) 避難先に示している留意点

県は、避難先の県内市町、周辺都県・市町村に対し、避難者の受入れにあたって以下の留意点を提示している。

- ① 避難所は、原則、避難先市町村が指定する避難所とする。
- ② 原則として、学校については体育館とし、その他の公共施設（公民館等）は全施設とする。但し、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難先から除外することができる。
- ③ 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転等について静岡県、国により調整する。
- ④ 避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は避難先市町村で対応するものとし、できる限り速やかに避難元市町に引き継ぐものとする。
- ⑤ 避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県内で行うものとする。
- ⑥ 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、避難先都県、避難先市町村の基準を用いるものとする。その基準が無い場合は、一人あたり $3\text{ m}^2$ （有効面積）を目安とする。
- ⑦ 食料や資機材については、原則、避難元で準備する（避難者が調達する、避難元市町が調達する等）こととし、避難先市町村であらためて備蓄をする必要はない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で、避難先市町村が協力した場合、避難元で費用の負担をするものとする（災害救助法、原子力損害の賠償に関する法律を活用）。

## 4 避難経路

### (1) 主な避難経路

避難元市町から避難先への主な避難経路は、表8の経路が想定される。避難の際には、道路の状況（地震等の被害、緊急交通路の指定等）を考慮し、静岡県が、関係機関と調整の上、決定する。

### (2) 避難元市町内の避難経路

避難元市町内の避難経路は、バス等による避難のための一時集合場所とともに、避難元市町の避難計画において定めるものとする。

なお、一時集合場所選定において考慮すべき事項を以下に示す。

- 地区の人口、集合時間等踏まえ適切な位置にあること
- 通信連絡手段が確保できること
- 緊急時に開設が可能であること
- 対象人口を踏まえ適切な規模、設備(トイレ等)を有していること
- バス等大型車両が付近まで進入可能であり、付近での方向転換が可能であること
- コンクリート造の屋内施設を有することが望ましい（特に発電所から近い地域）

表8 主な避難経路

避難元 市町	想定される主な避難経路 (避難元市町～ 避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所	想定される主な避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先
島田市	新東名高速 東名高速 国道 1 号	静岡市内	新東名高速 東名高速 国道 1 号 東駿河湾環状道路・修善寺道路 国道 135 号、136 号	静岡県内(静岡市、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町)【避難先 1】
			(新東名高速)→国道 52 号→中央道	関東地方【避難先 2】
	県道 63・77 号→県道 263 号	川根本町内	県道 263 号→国道 362 号	静岡県内(川根本町)【避難先 1】
藤枝市	新東名高速 国道 1 号	静岡市内	新東名高速→東名高速 東名高速→新東名高速→東名高速 国道 1 号	静岡県内(三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市)、関東地方【避難先 1】
			(新東名高速)→国道 52 号→中央道	関東地方【避難先 2】
焼津市	東名高速 国道 150 号	静岡市内	新東名高速・東名高速 国道 1 号	静岡県内(三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市)、関東地方【避難先 1】
			(新東名高速)→国道 52 号→中央道	関東地方【避難先 2】

避難元市町	想定される主な避難経路 (避難元市町～ 避難退域時検査場所)	避難退域時検査場所	想定される主な避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先
吉田町	東名高速 国道 150 号	静岡市内	東名高速 新東名高速 国道 1 号	静岡県内（静岡市、富士宮市）【避難先 1】
			(新東名高速)→国道 52 号→中央道	関東地方【避難先 2】
牧之原市	東名高速 国道 150 号	静岡市内	(新東名高速)→国道 52 号→中央道	甲信地方【避難先 1】
			(新東名高速)→国道 52 号	関東地方、甲信地方【避難先 2】
御前崎市	国道 473 号等→東名高速 国道 150 号	浜松市内	(浜松市内の道路)	静岡県内（浜松市）【避難先 1】
	県道掛川浜岡線→東名高速 国道 473 号→東名高速		東名高速→東海環状自動車道→中央道	甲信地方【避難先 2】
	県道掛川浜岡線→県道掛川大東線→県道掛川天竜線→ 新東名高速 国道 473 号→新東名高速		新東名高速→東海環状自動車道→中央道	
菊川市	東名高速 国道 150 号	浜松市内	東名高速 国道 1 号	静岡県内（浜松市、湖西市） 東海地方【避難先 1】
			東名高速→名神高速→東海北陸道 東名高速→東海環状道→東海北陸道 東名高速→名神高速→北陸道	北陸地方【避難先 2】

避難元市町	想定される主な避難経路 (避難元市町～ 避難退域時検査場所)	主な避難退域時検査場所	想定される主な避難経路 (避難退域時検査場所～避難先)	避難先
掛川市	東名高速 新東名高速 国道 1 号 国道 150 号	浜松市内	東名高速 国道 1 号	東海地方 【避難先 1】
			東名高速→名神高速→東海北陸道 東名高速→東海環状道→東海北陸道 東名高速→名神高速→北陸道	北陸地方 【避難先 2】
袋井市	東名高速 新東名高速 国道 1 号 県道 61 号 国道 150 号	浜松市内	東名高速	東海地方 【避難先 1】
			東名高速→名神高速→東海北陸道 東名高速→東海環状道→東海北陸道 東名高速→名神高速→北陸道	北陸地方 【避難先 2】
磐田市	東名高速 新東名高速 国道 1 号 県道 40 号、61 号 国道 150 号	浜松市内	東名高速→東海北陸道 東名高速→東海環状道 新東名高速→東海環状道	東海地方 【避難先 1】
			東名高速→名神高速→東海北陸道 東名高速→東海環状道→東海北陸道 東名高速→名神高速→北陸道	北陸地方 【避難先 2】
森町	森町内の道路	森町内	(森町内の道路)	静岡県内 (森町内) 【避難先 1、 2】

## 5 避難手段

### (1) 主な避難手段

避難手段は、原則として、自家用車とする。この場合は、世帯単位で乗り合わせるなどして、渋滞緩和に努める。

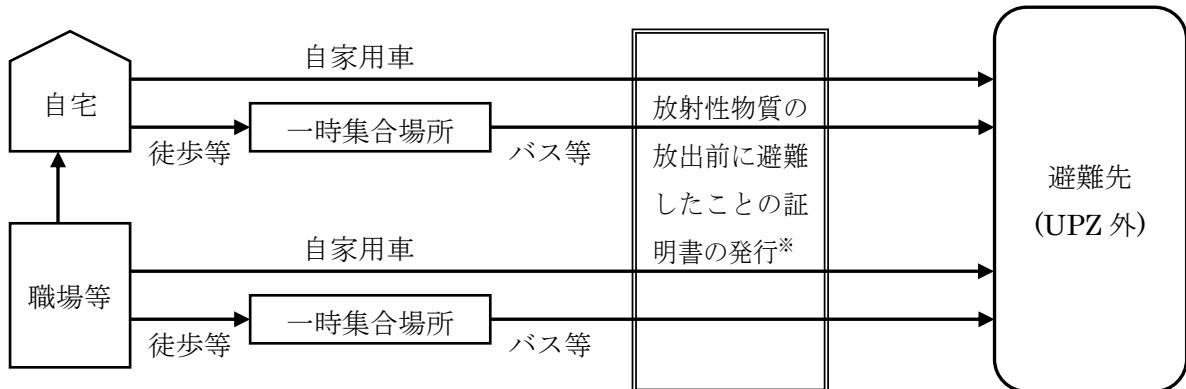
自家用車避難が困難な住民は一時集合所から、学校等から避難する場合の児童・生徒等は学校等から、バス等の避難手段により避難を行う。

### (2) 避難手段の確保

県及び避難元市町は、国の支援を受け、県バス協会等の輸送関係機関や事業者と協議し、バス等の避難手段の確保に努め、一時集合場所、学校等必要な箇所へ手配する。

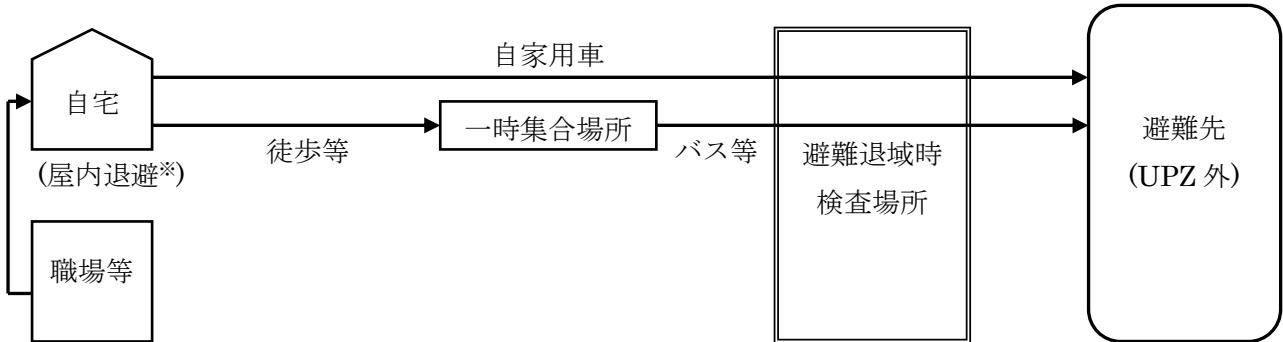
バス等で避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリ等の派遣要請を行う。

#### 【P A Z圏内の避難フロー（基本例）】



※ 避難退域時検査場所候補地等

#### 【U P Z圏内の避難フロー（基本例）】



※ 原則として、全面緊急事態に、自宅に戻り屋内退避をする。

## 6 避難退域時検査及び簡易除染

### (1) 検査場所

避難退域時検査及び簡易除染は、県が U P Z 境界周辺の静岡県内で実施することとし、原子力緊急事態において、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮し、避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所（以下「検査場所」という。）を開設する。

検査場所の候補箇所として、U P Z の東方及び西方の公共施設や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等をあらかじめ定めるものとする。現時点の候補箇所は表 9 のとおり。

表 9 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の位置・箇所数

避難方向	位置	箇所数	所在市町	備考
東方	東名高速道路沿道・I C周辺	1	静岡市	
	新東名高速道路沿道・I C周辺	4	静岡市	
	国道 1 号沿道	1	静岡市	
	国道 150 号沿道	1	静岡市	
	川根本町内	1	川根本町	
西方	東名高速道路沿道・I C周辺	2	浜松市	
	新東名高速道路沿道・I C周辺	3	浜松市	
	国道 1 号沿道	1	浜松市	
	国道 150 号沿道	1	磐田市	
	森町内	1	森 町	

### (2) 実施方法

県は、事業者、関係機関の協力の下、原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成 27 年 8 月 26 日）に準拠し、車両用ゲートモニタ、GM サーベイメーター、体表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。検査の基準値（O I L 4）を超えた場合には、簡易除染を行い、基準値を超えないことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書を発行する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制については、別途、実施要領を定めるものとする。

## 7 安定ヨウ素剤の配布・服用

放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、県及び関係市町は、原則として、以下により安定ヨウ素剤を服用するよう住民等に指示するものとする。

### (1) P A Z圏内

県及び関係市は、全面緊急事態に至った時点で、避難と安定ヨウ素剤の服用について、国の指示に基づき又は独自の判断で、直ちに安定ヨウ素剤を服用するよう住民に指示するものとする。

ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者、3歳未満の乳幼児及び当該乳幼児の保護者等については、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難するものとする。

### (2) U P Z圏内

全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断するため、県及び関係市町は、国の指示に基づき又は独自の判断により、安定ヨウ素剤を配布・服用するよう指示するものとする。

## 8 要配慮者等の避難等

### (1) 病院及び有床診療所（以下「病院等」という。）の入院患者の避難等

#### 1) 施設及び避難等の内容

原子力災害対策重点区域（P A Z 及びU P Z）の範囲に、別表2のとおり病院等がある。

病院等は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入院患者の症例に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

#### ○ P A Z にある病院

病院等は、表5にある警戒事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備が発出されたときには、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

病院等は、表5にある施設敷地緊急事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入院患者の避難を実施する。

なお、避難体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

#### ○ U P Z にある病院

病院等は、表5にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

### 2) 避難先の確保

P A Z 内にある病院等の入院患者の避難先について、当該病院等及び避難元市は、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、避難先候補病院等と調整の上、あらかじめ定めることとする。

U P Z 内にある病院等の入院患者の避難先について、当該病院等及び避難元市は、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、避難先候補病院等に受入を要請し、避難準備を整えるものとする。

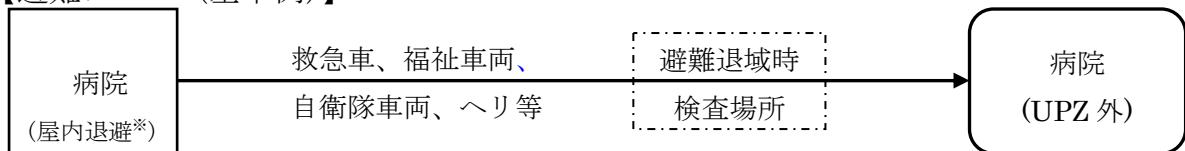
避難元市町は、避難を実施する段階で、当該病院等へ避難先及び避難ルート等を連絡し、準備が整い次第避難を行うものとする。

### 3) 避難手段の確保

避難を実施する病院等は、患者搬送車等、各病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、避難元市町に避難手段の確保を要請する。

避難元市町及び県は、国及び関係機関（自衛隊、運輸事業者等）の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な病院等へ手配するものとする。

## 【避難フロー（基本例）】



※避難指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

## （2）社会福祉施設（入所型）（以下、「入所施設」という。）の入所者の避難等

### 1）施設及び避難等の内容

原子力災害対策重点区域（P A Z 及びU P Z）の範囲に、別表3のとおり入所施設がある。

入所施設は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入所者の状態に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

#### ○P A Zにある施設

入所施設は、表5にある警戒事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備が発出されたときには、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

入所施設は、表5にある施設敷地緊急事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難を実施する。

なお、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

#### ○U P Zにある施設

入所施設は、表5にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難を実施する。

なお、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

### 2）避難先の確保

P A Z 内にある入所施設の入所者の避難先について、当該入所施設及び避難元市は、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、避難先候補入所施設と調整の上、あらかじめ定めることとする。

U P Z 内にある入所施設の入所者の避難先について、当該入所施設及び避難元市は、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、避難先候補入所施設に入所を要請し、避難準備を整えるものとする。

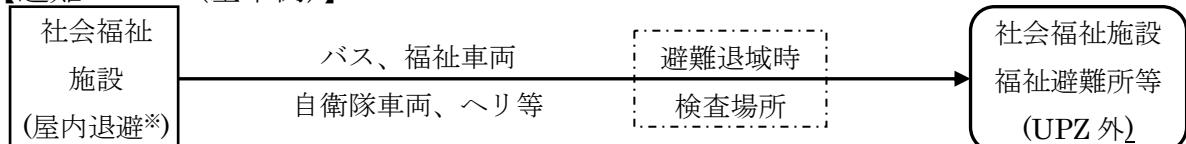
避難元市町は、避難を実施する段階で、当該入所施設へ避難先及び避難ルート等を連絡し、準備が整い次第避難を行うものとする。

### 3) 避難手段の確保

避難を実施する入所施設は、福祉車両等、各施設が自ら確保できる避難手段のほかは、避難元市町に避難手段の確保を要請する。

避難元市町及び県は、国及び関係機関(自衛隊、運輸事業者等)の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な入所施設へ手配するものとする。

【避難フロー（基本例）】



※避難指示又は一時移転の指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

#### (3) 社会福祉施設（通所施設）（以下、「通所施設」という。）の利用者等の避難等（サービス提供時）

原子力災害対策重点区域（P A Z 及びU P Z）の範囲にある通所施設の利用者の避難等は以下のとおり行うものとする。

##### ○ P A Z にある施設

通所施設は、表5にある警戒事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備が発出されたときには、サービスを中止し、家族への引渡しを行う。なお、引渡しが出来ない利用者等は施設に留め置き、避難の準備を始める。

施設に利用者等がいる時点で表5の事態の避難指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、利用者等の避難を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。

なお、避難体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

##### ○ U P Z にある施設

通所施設は、表5にある警戒事態となった時点で、利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し、引渡しを開始する。なお、引渡しが出来ない利用者等は施設に留め置き、屋内退避の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出された時点で、利用者等が施設に残っている場合は、利用者等の状況により適切な搬送体制が整ってから、利用者等の避難を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。

なお、避難体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

#### (4) 在宅の要配慮者の避難等

在宅の要配慮者は、表6及び表7に示す避難先に、家族とともに避難することを原則とし、避難元県及び市町は、必要に応じて、避難先の資機材の整備、避難手段の確保等必要な配慮を行うものとする。

また、独居者等、家族の支援が受けられない避難行動要支援者については、あら

かじめ市町の作成する災害時避難行動要支援者名簿に登載の上、個別計画を作成し、計画に基づいて避難を行う。

#### (5)学校等の避難等（保育所等についてもこれに準じる。）

P A Z、U P Zそれぞれの防護措置の特徴を勘案し、県が別に定めるマニュアル等により、生徒等が在校しているときの学校等毎の避難等について定めるものとする。

#### ○P A Zの学校等

警戒事態になった時点で授業等を中止し、保護者への引渡しを行う。なお、引渡しが出来ない児童生徒は学校等に留め置き、避難の準備を開始する。

引渡しが出来ない児童生徒が校内等に留まっていた際に、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態となつた場合には、教職員は在校児童生徒と市町が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する。その際に、保護者への引渡しは避難先で行う。

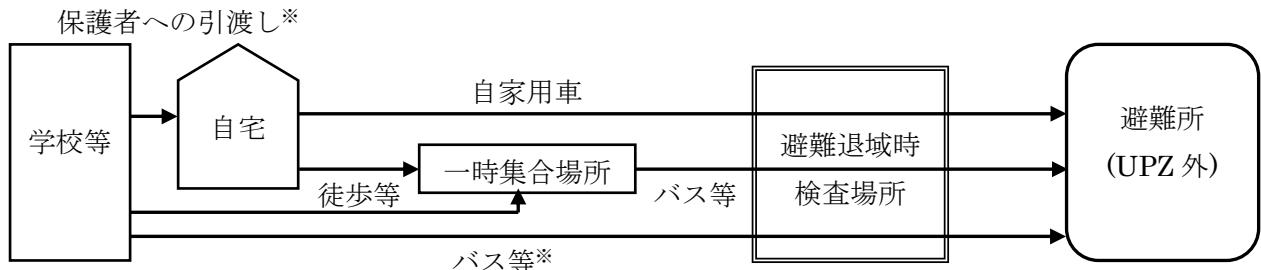
#### ○U P Zの学校等

警戒事態になった時点で保護者への引渡しの準備を行う。児童生徒の実態に応じ、必要であれば授業等を中止し、引渡しを開始する。なお、引渡しが出来ない児童生徒は学校等に留め置き、屋内退避の準備を開始する。

施設敷地緊急事態又は全面緊急事態になった時点で、授業等を中止し、引渡しを開始する。なお、教職員は引渡しが出来ない児童生徒とともに屋内退避を行う。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出された場合に、児童生徒の引渡しが出来なかった場合には、避難先で保護者に引き渡すものとする。

#### 【学校等の避難フロー（P A Z・U P Z共通）（基本例）】



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国との支援、交通関係機関の協力を受ける）。

#### (6) 一時滞在者（観光客等）への対応

- ・県は、国、避難元市町と連携し、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。
- ・避難又は一時移転が指示された場合は、国、県、避難元市町が連携し、一時滞在者に対しても指示を伝達し、帰宅を求める。

#### (7) 外国人への配慮

県は、国、避難元市町と連携し、外国人に対して、浜岡原子力発電所の事故の状況、避難等の指示の情報が正確に伝わるよう、報道機関等の協力やホームページを活用し、適切に情報提供を行う。

#### (8) 屋内退避施設等の放射線防護対策

原子力災害時に早期の避難が困難な要配慮者の屋内退避施設や、市町災害対策拠点施設について、放射性物質の侵入を防護するための設備（窓の気密化、空気中の放射性物質の除去、フィルターの設置等）の設置を進めている。現在、表10の施設について放射線防護対策が実施されており、引き続き、必要な施設について整備を進めている。

表10 放射線防護施設

施設の種類	施設名	施設管理者	所在地
病院	御前崎総合病院	御前崎市	御前崎市池新田 2060
社会福祉施設	東海清風園	社会福祉法人賛育会	御前崎市池新田 4094
社会福祉施設	灯光園	社会福祉法人御前崎厚生会	御前崎市御前崎 35-37
公民館（避難所）	白羽公民館	御前崎市	御前崎市白羽 5403-20
公民館（避難所）	小笠南地区コミュニティセンター	菊川市	菊川市高橋字谷田 3669-1
公民館（避難所）	嶺田地区コミュニティセンター	菊川市	菊川市嶺田 1272-1
災害対策拠点	牧之原市相良消防本部	牧之原市相良消防本部 (H28.4.1～静岡市)	牧之原市波津 191-1

## 9 今後の検討課題

本計画は、避難等を迅速、確実に実施できるよう、避難等の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めたものであるが、より実効性のある計画にしていくために、原子力防災訓練等による検証を含めさらに検討を進め、本計画への反映や関連する計画やマニュアル等の作成をしていく必要がある。

現時点、以下の検討課題があり、引き続き、検討及び関係機関との協議を進めるものとする。

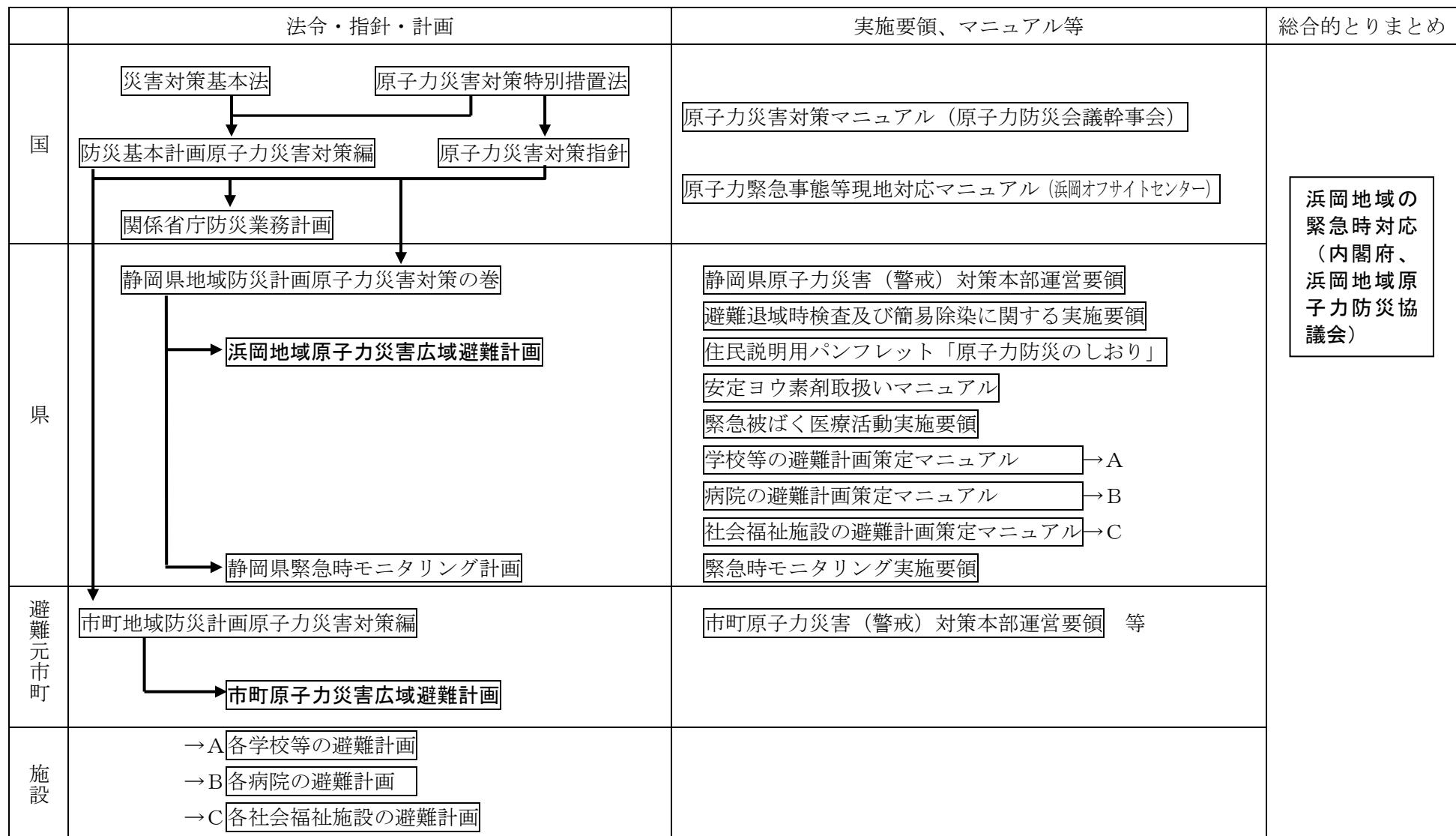
### (1) 今後、避難計画へ反映していく課題

- 避難退域時検査及び簡易除染の実施体制の確立、並びに検査場所候補施設の確定・拡充
- 避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の拡充（道路状況の把握、道路啓開、緊急交通路での避難車両の通行、全国規模のバスの確保等）
- 避難経路での燃料の確保、渋滞対策、降雪対策
- 津波で避難している住民の避難等についての検討
- 家畜、ペットについての検討
- 予測的手法の活用の検討

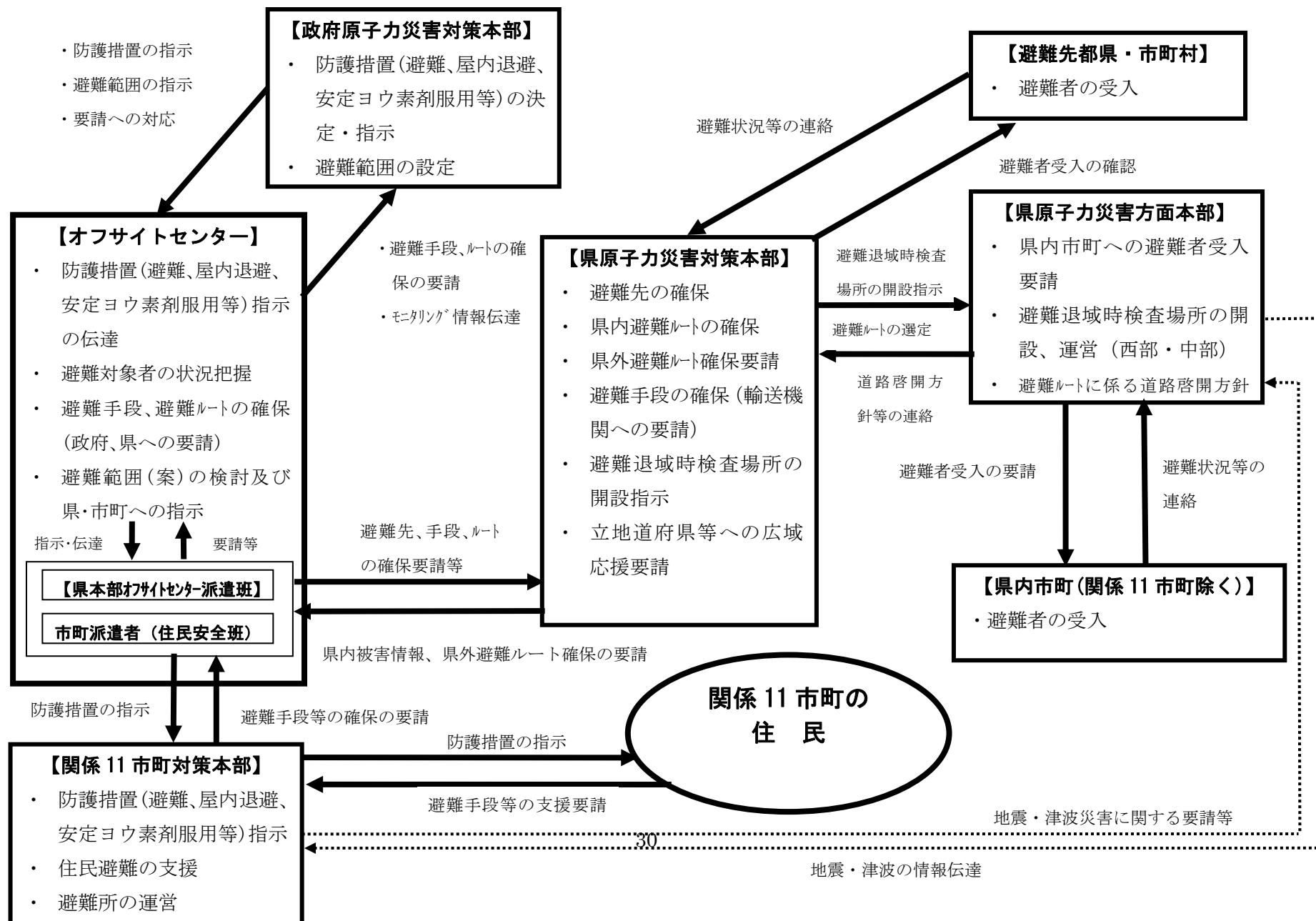
### (2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題

- 避難元市町の避難計画策定の支援（県内外避難先との詳細協議、協定等の締結を含む）
- 避難先の体制構築への支援（行政機能の移転、避難所の運営、物資調達・資機材の整備、自家用車の保管、メンタルヘルスケア、避難先市町村の求償方法等）
- 安定ヨウ素剤のPAZの事前配布の実施、UPZの緊急時における効率的な配布
- 病院、社会福祉施設の避難計画策定の支援（避難先の確保、避難手段の確保、関連スタッフのメンタルケアの検討等を含む）
- 住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進
- 防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）

別図1 浜岡地域原子力災害広域避難計画と関係する法令・計画・実施要領等との関係



別図2 防護措置等に係る関係機関の役割と情報の流れ



別表1 U P Zの避難単位の名称と空間放射線量率の測定候補地点

※1 平成27年4月1日現在、※2 A：空間放射線量率の測定候補地点 B：追加地点又はA地点のバックアップ

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口 <sup>※1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点					
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号 <sup>※2</sup>			測定地点		所在地
牧之原市	1	菅山（すげやま）	852	2,513	牧之原	1	A	油田の里公園		牧之原市菅ヶ谷 2525-1
					牧之原	1	B	菅山小学校		牧之原市西山寺-1
	2	大江（おおえ） 片浜（かたはま）	957	2,885	牧之原	2	A	大江区民会館		牧之原市大江 530-1
					牧之原	2	B	片浜小学校		牧之原市片浜 1210
	3	西萩間（にしほさま） 東萩間（ひがしほさま）	269	804	牧之原	3	A	萩間保育園		牧之原市西萩間 889
					牧之原	3	B	東萩間公会堂		牧之原市東萩間 433-3
	4	白井（しらい）・中里（なかざと）・神寄（かみより）	724	2,287	牧之原	4	A	萩間小学校局		MP-17（固定局）
					牧之原	4	B	大寄公民館		牧之原市大寄 356-5
	5	川崎（かわさき） 静波（しづなみ）	3113	9,107	牧之原	5	A	川崎コミュニティ防災センター		牧之原市勝俣 1212
					牧之原	5	B	榛原中学校		牧之原市仁田 100-1
	6	牧之原榛原（まきのはらは いばら） 牧之原相良（まきのはらさ がら）	814	2,531	牧之原	6	A	牧之原小学校		牧之原市東萩間 2082-13
					牧之原	6	B	牧之原コミュニティセンター		牧之原市布引原 256-4

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口 <sup>※1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点					
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号 <sup>※2</sup>			測定地点		所在地
牧之原市	7	勝間田（かつまた）	778	2,737	牧之原	7	A	勝間田小学校		牧之原市勝間 588-3
					牧之原	7	B	切山下農業研修センター		牧之原市切山 415
	8	坂部（さかべ）	828	2,443	牧之原	8	A	富士山静岡空港局		MP-24（固定局）
					牧之原	8	B	坂部小学校		牧之原市坂部 468-1
	9	細江（ほそえ）	2,645	7,485	牧之原	9	A	細江小学校		牧之原市細江 1260
					牧之原	9	B	榛原総合病院		牧之原市細江 2887-1
吉田町	1	住吉(すみよし)、片岡(かたおか)	5,669	16,392	吉田	1	A	吉田町役場局		MP-18（固定局）
	2	北区(きたく)	2,566	7,010	吉田	2	A	自彊小学校		吉田町神戸 1748-2
	3	川尻(かわしり)	2,251	6,360	吉田	3	A	町立すみれ保育園		吉田町川尻 791

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口 <sup>※1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号 <sup>※2</sup>		測定地点		所在地
焼津市	1	相川（あいかわ）自治会、西島（にじじま）自治会、上泉（かみいすみ）自治会、下江留（しもえどめ）自治会、上新田（かみしんでん）自治会、つつじ平（だいら）自治会	2,267	6,879	焼津	1	A	大井川河川敷運動公園陸上競技場管理棟	
					焼津	1	B	大井川西小学校	
	2	中島（なかじま）自治会、飯淵（はぶち）自治会、利右衛門（りえもん）自治会、吉永（よしなが）自治会、高新区（たかしんでん）自治会	3,226	9,002	焼津	2	A	大井川南小学校	
					焼津	2	B	大井川南幼稚園	
	3	宗高（むなだか）自治会、上小杉（かみこすぎ）自治会、藤守（ふじもり）自治会、下小杉（しもこすぎ）自治会	2,420	6,916	焼津	3	A	焼津市大井川庁舎北局	
					焼津	3	B	大井川東小学校	
	4	大富（おおとみ）第18自治会、大富第19自治会、大富第20自治会	8,309	22,616	焼津	4	A	大富小学校	
					焼津	4	B	大富中学校	

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口 <sup>※1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点					
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号 <sup>※2</sup>			測定地点		所在地
焼津市	5	和田（わだ）第21自治会、 和田第22自治会、港（みなと）第23自治会	6,350	16,218	焼津	5	A	和田小学校		焼津市田尻 541
					焼津	5	B	さくら保育園		焼津市北新田 378-1
6		豊田（とよだ）第8自治会、 豊田第9自治会、豊田第 10自治会、小川（こがわ） 第11自治会、小川第12 自治会、小川第13自治会、 港第14自治会、焼津第1 自治会、焼津第2自治会	20,360	51,307	焼津	6	A	焼津市消防防災センター		焼津市石津 728-2
					焼津	6	B	小川公民館		焼津市小川 2724-1
7		焼津第3自治会、焼津第4 自治会、焼津第5自治会、 焼津第6自治会、焼津第7 自治会	8,094	19,317	焼津	7	A	焼津西小学校		焼津市塩津 117-1
					焼津	7	B	大村中学校		焼津市大村 3-25-1
8		東益津（ひがしましづ）第 15自治会、東益津第16自 治会、東益津第17自治会	3,895	10,198	焼津	8	A	東益津小学校		焼津市石脇上 65
					焼津	8	B	坂本コミュニティ防災センター		焼津市坂本 971-5

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口 <sup>※1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号 <sup>※2</sup>		測定地点		所在地
藤枝市	1	大洲（おおす）地区	3,390	9,408	藤枝	1	A	大洲公民館	藤枝市大洲 3-17-12
					藤枝	1	B	藤枝市民大洲温水プール	藤枝市善左衛門 1-11-1
	2	青島南（あおじまみなみ）地区	10,665	26,377	藤枝	2	A	藤枝総合庁舎局	MP-28（固定局）
					藤枝	2	B	青島南公民館	藤枝市青葉町 3-7-30
	3	青島北（あおじまきた）地区	6,221	15,514	藤枝	3	A	青島北公民館	藤枝市南新屋 14-1
					藤枝	3	B	サンライフ藤枝	藤枝市小石川町 4-1-11
	4	高洲（たかす）地区	9,340	24,194	藤枝	4	A	高洲公民館	藤枝市高柳 4-9-13
					藤枝	4	B	志太広域事務組合高柳清掃工場	藤枝市高柳 2338-1
5	5	稻葉（いなば）地区	1,101	3,166	藤枝	5	A	稻葉公民館	藤枝市寺島 851
					藤枝	5	B	藤枝市し尿中継基地	藤枝市谷稻葉 2-1
	6	藤枝（ふじえだ）地区	8,604	22,009	藤枝	6	A	藤枝市役所	藤枝市岡出山 1-11-1
					藤枝	6	B	藤枝総合運動公園	藤枝市原 100
7	7	西益津（にしましづ）地区	3,727	9,641	藤枝	7	A	西益津公民館	藤枝市立花 2-6-8
					藤枝	7	B	藤枝市浄化センター	藤枝市城南 3-2-1

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口 <sup>※1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点					
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号 <sup>※2</sup>			測定地点		所在地
島田市	1	金谷南（かなやみなみ）	3,127	8,936	島田	1	A	お茶の郷博物館		島田市金谷富士見町 3053-2
					島田	1	B	菊川の里会館		島田市菊川 643-2
	2	湯日（ゆい）	321	1,055	島田	2	A	湯日小学校		島田市湯日 564
					島田	2	B	鎌塚集会所		島田市湯日 2156-1
	3	初倉（はつくら）	4,368	11,801	島田	3	A	初倉南小学校		島田市南原 10
					島田	3	B	谷口公民館		島田市阪本 4052-1
	4	島田西（しまだにし）	8,951	23,474	島田	4	A	島田第三小学校		島田市南 1 丁目 10-1
					島田	4	B	河原町公会堂		島田市河原 1 丁目 15-20
	5	島田東・六合（しまだひがし・ろくごう）	8,928	24,335	島田	5	A	六合中学校		島田市道悦 2 丁目 25-1
					島田	5	B	六合東小学校		島田市東町 1200
	6	金谷北（かなやきた）	3,160	9,432	島田	6	A	島田市役所金谷庁舎		島田市金谷代官町 3400
					島田	6	B	五和小学校		島田市牛尾 435
	7	伊太（いた）	685	1,857	島田	7	A	伊太小学校		島田市伊太 1314
	8	島田北・大津（しまだきた・おおつ）	3,772	10,058	島田	8	A	島田市中央公園局		MP-25
					島田	8	B	島田市役所		島田市中央町 1-1
	9	大代（おおじろ）	198	741	島田	9	A	大代公民館		島田市大代 880-2

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口 <sup>※1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号 <sup>※2</sup>		測定地点		所在地
島田市	10	北五和（きたごか）	136	368	島田	10	A	北五和会館	島田市福用 175-1
	11	神座・鵜網・伊久美 (かんざ・うあみ・いくみ)	552	1,795	島田	11	A	神座小学校	島田市神座 1444
	12	相賀（おおか）			島田	11	B	野外活動センター山の家	島田市身成 48-3
菊川市	1	小笠南（おがさみなみ）地区	1,046	3,302	菊川	1	A	学校法人南稜学園菊川南稜高校	菊川市河東 5442-5
					菊川	1	B	小笠南地区コミュニティセンター（通称：みなみやま会館）	菊川市高橋 3669-1
	2	平川（ひらかわ）地区、小笠東（おがさひがし）地区 (布引原(ぬのひきばら)、丹野(たんの)及び古谷(ふるや)を除く)	3,004	8,337	菊川	2	A	小笠支所局	MP-14（固定局）
					菊川	2	B	小笠東地区コミュニティセンター（通称：くすりん）	菊川市川上 1371-2
	3	布引原(ぬのひきばら)、丹野(たんの)、古谷(ふるや)	240	946	菊川	3	A	丹野公民館	菊川市丹野 466-10
					菊川	3	B	布引原南公民館	菊川市赤土 2250-1
	4	横地（よこじ）地区 嶺田（みねだ）地区	1,526	4,808	菊川	4	A	菊川市消防本部	菊川市東横地 385
					菊川	4	B	市営保養センター小菊荘	菊川市大石 88
	5	加茂（かも）地区 内田（うちだ）地区	3,235	9,281	菊川	5	A	内田地区センター	菊川市下内田 1730
					菊川	5	B	加茂地区センター	菊川市加茂 5112

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口 <sup>※1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点					
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号 <sup>※2</sup>			測定地点		所在地
菊川市	6	六郷（ろくごう）地区	3,698	10,255	菊川	6	A	菊川市役所局		MP-16（固定局）
					菊川	6	B	菊川市立総合病院		菊川市東横地 1632
	7	西方（にしかた）地区 町部（ちょうぶ）地区	2,232	6,010	菊川	7	A	西方地区センター		菊川市西方 2300-1
	8	河城（かわしろ）地区	1,434	4,740	菊川	8	A	河城地区センター		菊川市吉沢 451-1
					菊川	8	B	上倉沢公民館		菊川市倉沢 1121-1
掛川市	1	千浜地区（ちはま）、睦浜地区（むつはま）、大坂地区（おおさか）、中地区（なか）	4,876	14,170	掛川	1	A	大東支所局		MP-13（固定局）
					掛川	1	B	中小学校		掛川市中 3080
	2	大渕地区（おおぶち）	1,140	3,457	掛川	2	A	大渕小学校		掛川市大渕 5602
					掛川	2	B	東大谷公民館		掛川市大渕 11420-1
	3	佐東地区（さづか）、 土方地区（ひじかた）	1,917	6,260	掛川	3	A	大東北公民館		掛川市下土方 267-1
					掛川	3	B	佐東小学校		掛川市小貫 1474

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口 <sup>※1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点					
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号 <sup>※2</sup>			測定地点		所在地
掛川市	4	大須賀第一地区（おおすかだいいち）、 大須賀第二地区（おおすかだいに）、 大須賀第三地区（おおすかだいさん）	2,677	7,901	掛川	4	A	大須賀支所局		MP-15（固定局）
					掛川	4	B	宗教法人三五教 <sup>アナンイ</sup>		掛川市横須賀 725-8
	5	上内田地区（かみうちだ）、 南郷地区（なんごう）	2,963	7,799	掛川	5	A	上内田小学校		掛川市上内田 3325
					掛川	5	B	県立掛川工業高校		掛川市葵町 15-1
	6	掛川第五地区（かけがわだいご）、 曾我地区（そが）	4,501	11,293	掛川	6	A	掛川市役所局		MP-21（固定局）
					掛川	6	B	曾我小学校		掛川市領家 384
	7	西南郷地区（にしなんごう）、 掛川第一地区（かけがわだいいち）、 掛川第二地区（かけがわだいに）、 掛川第三地区（かけがわだいさん）、 掛川第四地区（かけがわだいよん）	6,327	15,573	掛川	7	A	第一小学校		掛川市掛川 1108-1
					掛川	7	B	県立掛川東高校		掛川市南西郷 1357

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口 <sup>※1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号 <sup>※2</sup>		測定地点		所在地
掛川市	8	西山口地区（にしやまぐち）	2,954	8,002	掛川	8	A	西山口小学校	
					掛川	8	B	22世紀の丘公園	
	9	東山口地区（ひがしやまぐち）	931	2,870	掛川	9	A	栄川中学校	
	10	日坂地区（にっさか）、東山地区（ひがしやま）	466	1,615	掛川	10	A	日坂小学校	
					掛川	10	B	東山地域生涯学習センター	
	11	和田岡地区（わだおか）	996	3,046	掛川	11	A	和田岡小学校	
	12	原谷地区（はらや）	1,399	4,081	掛川	12	A	原谷小学校	
	13	桜木地区（さくらぎ）	4,010	11,517	掛川	13	A	桜木小学校	
					掛川	13	B	桜が丘中学校	
	14	西郷地区（さいごう）	2,165	6,256	掛川	14	A	西郷小学校	
					掛川	14	B	北中学校	
15	城北地区（じょうほく）、栗本地区（あわもと）	3,623	9,795		掛川	15	A	城北小学校	
					掛川	15	B	初馬公民館	
16	原田地区（はらだ）	496	1,647		掛川	16	A	原田小学校	
					掛川	16	B	原野谷中学校	
17	原泉地区（はらいづみ）	186	561		掛川	17	A	さくら咲く学校	
18	倉真地区（くらみ）	542	1,607		掛川	18	A	倉真小学校局	
								MP-23（固定局）	

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口 <sup>※1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号 <sup>※2</sup>		測定地点		所在地
磐田市	1	豊浜(とよはま)福田東(ふくでひがし)地区	2,280	6,653	磐田	1	A	豊浜防災センター	磐田市豊浜中野944
	2	福田西部(ふくでせいぶ) 中島(なかじま)地区	2,273	6,284	磐田	2	A	福田健康福祉会館	磐田市宇兵衛新田186-1
	3	福田北部(ふくでほくぶ) 福田南(ふくでみなみ) 福田西(ふくでにし)地区	2,363	6,769	磐田	3	A	福田支所局	MP-19(固定局)
					磐田	3	B	福田屋内スポーツセンター	磐田市南島393-1
	4	西貝(にしかい)、御厨(みくり)、南御厨(みなみみくり)地区	5,053	13,200	磐田	4	A	東部小学校	磐田市東貝塚206
					磐田	4	B	神明中学校	磐田市鎌田2262-74
	5	田原(たはら)・向笠(むかさ)地区	3,200	8,383	磐田	5	A	田原小学校	磐田市三ヶ野1030-1
					磐田	5	B	向笠小学校	磐田市向笠竹之内391-6
	6	竜洋東(りゅうようひがし)、竜洋北(りゅうようきた)、竜洋西(りゅうようにし)地区	2,313	6,340	磐田	6	A	磐田市竜洋支所	磐田市岡729-1
					磐田	6	B	竜洋東小学校	磐田市中平松23
	7	長野(ながの)地区	2,461	6,873	磐田	7	A	磐田南部中学校	磐田市野箱32
					磐田	7	B	長野小学校	磐田市小島736
	8	於保(おほ) 天竜(てんりゅう)地区	4,622	11,478	磐田	8	A	於保農村婦人の家	磐田市大原1654-1
					磐田	8	B	磐田南小学校	磐田市千手堂1356-1

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口 <sup>※1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点					
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号 <sup>※2</sup>			測定地点		所在地
磐田市	9	中泉(なかいすみ)	7,602	17,884	磐田	9	A	磐田市役所		磐田市国府台 3-1
					磐田	9	B	磐田西小学校		磐田市中泉 2522-2
	10	今之浦 (いまのうら) 地区	1,227	2,572	磐田	10	A	中遠総合庁舎局		MP-27
					磐田	10	B	ワーカピア磐田		磐田市見付 2989-3
	11	見付 (みつけ) 地区	9,512	24,423	磐田	11	A	城山中学校		磐田市見付 263-3
					磐田	11	B	富士見小学校		磐田市富士見町 4 丁目 9-5
	12	大藤 (おおふじ) 地区	780	1,947	磐田	12	A	向陽中学校		磐田市向笠竹之内 1162-1
袋井市	13	井通 (いどおり) 青城 (せいじょう) 地区	2,949	7,810	磐田	13	A	豊田グラウンド		磐田市一言 1062-1
	14	富岡 (とみおか) 豊田東 (とよだひがし) 地区	2,337	6,687	磐田	14	A	県立農林大学校		磐田市富丘 678-1
	1	梅山 (うめやま)、中新田 (なかしんでん)、大野 (おおの)、東同笠 (ひがしどうり)、西同笠 (にしどうり)	964	2,964	袋井	1	A	中新田公会堂		袋井市中新田 248
					袋井	1	B	浅羽南小学校		袋井市西同笠 148
	2	[自治会] 菩提 (ぼだい) [地区] 笠原 (かさはら)	1,082	3,288	袋井	2	A	笠原小学校		袋井市山崎 4822
					袋井	2	B	尊永寺別院		袋井市豊沢 492-33

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口 <sup>※1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号 <sup>※2</sup>		測定地点		所在地
袋井市	3	新堀 (にいぼり)、松原 (まつばら)、初越 (はつこし)、太郎助 (たろうすけ)、湊東 (みなとひがし)、湊中 (みなとなか)、湊西 (みなとにし)	1,179	3,445	袋井	3	A	湊命山	袋井市湊 557-1
	4	高南 (こうなん)、高尾 (たかお)、田原 (たはら)、浅羽北 (あさばきた)、浅羽西 (あさばにし)	8,170	21,513	袋井	4	A	浅羽東小学校	袋井市浅羽 2800
					袋井	4	B	田原幼稚園	袋井市新池 190-1
	5	[自治会] 宝野 (ほうの)、大通 (おおどおり)、法多 (はった)、神長北 (かみながきた)、神長中 (かみながなか)、神長南 (かみながみなみ) [自治会連合会] 駅前 (えきまえ)、愛野 (あいの)、袋井 (ふくろい)、方丈 (ほうじょう)、袋井東一 (ふくろいひがしこういち)	6,640	16,863	袋井	5	A	袋井市役所局	MP-20 (固定局)
						袋井	5	B	愛野駅
									袋井市愛野 691-8

避難単位		避難単位の名称と世帯数、人口 <sup>※1</sup>			空間放射線量率の測定候補地点				
		避難単位の名称	世帯数	人口	地点番号 <sup>※2</sup>		測定地点		所在地
袋井市	6	川井 (かわい)、袋井西 (ふくろいにし)、袋井北 (ふくろいきた)、袋井北四町 (ふくろいきたよんちょう)、袋井東二 (ふくろいひがしに)	7,748	20,231	袋井	6	A	聖隸袋井市民病院	袋井市久能 2515-1
	7	今井 (いまい)、上山梨 (かみやまなし)、下山梨 (しもやまなし)、宇刈 (うがり)	5,589	15,820	袋井	7	A	月見の里学遊館	袋井市上山梨 4 丁目 3-7
	8	三川 (みつかわ)			袋井	7	B	今井小学校	袋井市大田 692
森町	1	牛飼 (うしかい)、市場 (いちば)、下飯田 (しもいいだ)、中飯田 (なかいいだ)、上飯田 (かみいいだ)、東組 (ひがしぐみ)、西組 (にしぐみ)、城北 (じょうほく)、若宮 (わかみや)、梶ヶ谷 (かじがや)、鴨谷 (かもや)、南戸綿 (みなみとわた)	1,100	3,615	森	1	A	飯田総合センター局	MP-22 (固定局)

別表2 原子力災害対策重点区域（P A Z及びU P Z）内の病院及び有床診療所一覧

(関係機関に確認中)

別表3 原子力災害対策重点区域（P A Z及びU P Z）内の社会福祉施設一覧

(関係機関に確認中)

## 浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先イメージ



別図3 浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先の概要